

様式第19(第69条関係)

鳥獣保護区等の名称	区域を表示する色	区域を表示する模様
鳥獣保護区	赤(淡)	
鳥獣保護区特別保護地区	赤(濃)	
鳥獣保護区特別保護地区特別保護指定区域	赤(濃)	
指定猟法禁止区域	青(濃)	
特定猟具使用禁止区域	青(淡)	
特定猟具使用制限区域	青(濃)	
猟区	黄(淡)	
放鳥獣猟区	黄(濃)	
休猟区	緑(淡)	
休猟区のうち第二種特定鳥獣に関し捕獲等を行うことができる区域として都道府県知事が指定する区域	緑(濃)	
捕獲禁止区域 ※	緑(濃)	

※ 社寺境内、墓地等の狩猟の禁止されている区域
備考

- 1 指定猟法禁止区域にあつては指定猟法の種類について、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域にあつては使用を禁止又は制限する猟具の種類について、休猟区のうち第二種特定鳥獣に関し捕獲等を行うことができる区域として都道府県知事が指定する区域にあつては捕獲等を行うことができる第二種特定鳥獣の種類について記載すること。
- 2 縮尺は、原則として10万分の1とすること。
- 3 一区画に表示される区域が縦5キロメートル、幅5キロメートルとなるように区画を設定し各区画ごとに番号をつけること。
- 4 英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとすること。
 - (1) 鳥 獣 保 護 区 Wildlife Protection Area
 - (2) 鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区 Special Protection Area
 - (3) 鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区 特 別 保 護 指 定 区 域 Special Restricted Protection Area
 - (4) 指 定 猟 法 禁 止 区 域 Designated Hunting Prohibited Area
(No Hunting with ○○)(※1)
 - (5) 特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域 Certain Hunting Equipment Prohibited Area
(○○)(※2)
 - (6) 特 定 猟 具 使 用 制 限 区 域 Certain Hunting Equipment Restricted Area
(○○)(※2)
 - (7) 猟 区 Paid Game Hunting Area
 - (8) 放 鳥 獣 猟 区 Released Game Hunting Area
 - (9) 休 猟 区 Temporary Game Preserve Area
 - (10) 休 猟 区 の うち 第 二 種 特 定 鳥 獣 に 関 し 捕 獲 等 を 行 う こ と が 可 能 な 区 域 Temporary Game Preserve Area
(Except ○○)(※3)

区域として都道府県知事が指定
する区域

(11) 捕 獲 禁 止 区 域 **Hunting Prohibited Area**

※1 ○○の部分には指定猟法の種類を表記すること。

※2 ○○の部分には使用を禁止又は制限する猟具の種類を表記すること。

※3 ○○の部分には捕獲等を行うことができる第二種特定鳥獣の種類を
表記すること。

5 入猟者の制限を行っている区域、自然公園特別保護地区、天然記念物、野鳥愛護
林等この表に記載された区域以外の区域及び鳥獣保護区、休猟区等の区域の変更箇
所についても、表示することができる。